

## 愛知県における消費者セミナーの開催について

平成30年9月21日

公正取引委員会事務総局

中部事務所

公正取引委員会は、独占禁止法の運用を通じて公正かつ自由な競争を促進することにより、一般消費者が良質・廉価で多様な商品・サービスを選択することができるよう努めているところ、今般、この活動を一般消費者に広く周知するため、中部事務所では、以下のとおり、消費者セミナー「私たちの暮らしと公正取引委員会の関わり～安くてよい商品が買えるワケ 独占禁止法と景品表示法～」を開催することとしました。

### 1 日時・場所

平成30年11月21日（水）13時30分～15時30分

名古屋合同庁舎第2号館 3階 共用大会議室

（名古屋市中区三の丸2-5-1）

### 2 内容（別紙参照）

「私たちの暮らしと公正取引委員会の関わり～安くてよい商品が買えるワケ 独占禁止法と景品表示法～」

- (1) 公正取引委員会の役割について
- (2) 独占禁止法及び景品表示法の概要
- (3) 最近の不当な表示等の事例紹介

### 3 その他

(1) 定員 50名（申込み先着順）

(2) 申込方法 下記の電話又はFAXにて直接お申込みください。

なお、FAXでお申込みの方は、お名前、御連絡先の電話番号及び参加人数を明記してください。

※ お申込みをいただいた方の個人情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の規定に従って厳正に取り扱います。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局中部事務所取引課

電話 052-961-9423（直通）

FAX 052-971-5003

ホームページ [https://www.jftc.go.jp/regional\\_office/chubu/](https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/)

## ●消費者セミナー開催のお知らせ●

参加無料

## 【テーマ】

## 私たちの暮らしと公正取引委員会の関わり

～安くてよい商品が買えるワケ 独占禁止法と景品表示法～

独占禁止法と景品表示法は、良い商品・サービスを安心して選べる環境を守ります。

皆さんは、普段、どこでお買い物をしていますか？

どうしてそのお店を選んでいきますか？

家から近い、品揃えが良い、サービスが良い etc...

そうした何気ない日常に公正取引委員会の活動が関わっていることを御存知でしょうか？

今回の消費者セミナーでは、このような公正取引委員会の活動を皆さんにお伝えしたいと考えています。

また、不当な表示として問題となった最近の事例についても紹介させていただきます。



## 最近の不当な表示の一例

例えば...

料理メニューに、「つくね」に地鶏を使っているかのように表示



実は...

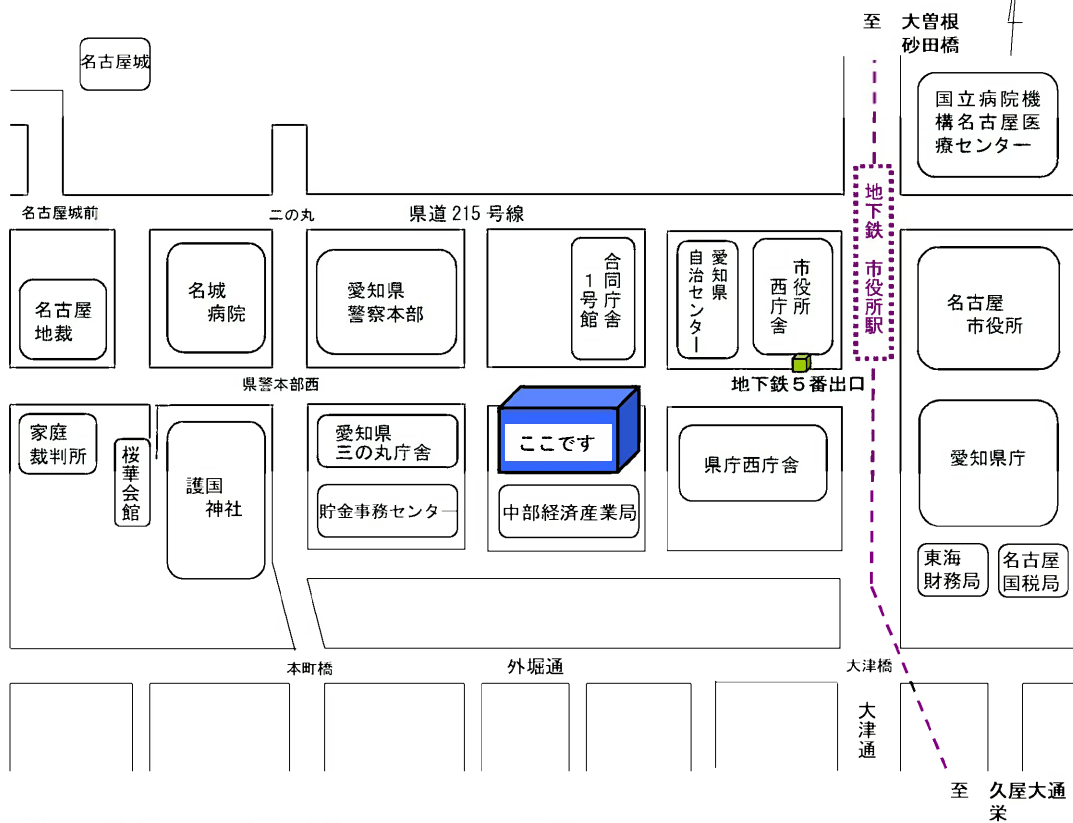
「つくね」には地鶏を使っておらず、ブロイラーを使用していた

日時	平成30年11月21日(水) 13時30分～15時30分
場所	名古屋合同庁舎第2号館 (詳しくは次頁の会場案内をご覧ください。)
定員	50名(申込み先着順)
申込方法	下記申込先まで、次頁の参加申込書をFAXしていただくか、お電話にて直接お申込みください。
申込先(主催)	公正取引委員会事務総局 中部事務所 取引課 電話 052-961-9423 FAX 052-971-5003

参加された方に、公正取引委員会オリジナルのクリアファイルを進呈します。

# 会場案内図

場所：名古屋市中区三の丸2-5-1  
名古屋合同庁舎第2号館3階 共用大会議室



## 交通案内

### ○JR・近鉄・名鉄「名古屋駅」から（所要時間約20分）

- ・地下鉄 桜通線「徳重」行き乗車「久屋大通駅」で乗り換えて 地下鉄 名城線「大曽根」行き又は右回り市役所・大曽根方面乗車「市役所駅」下車
- ・地下鉄 東山線「藤が丘」行き乗車「栄駅」で乗り換えて 地下鉄 名城線「大曽根」行き右回り市役所・大曽根方面乗車「市役所駅」下車

### ○JR・名鉄「金山駅」から（所要時間約20分）

- ・地下鉄名城線「大曽根」行き又は右回り市役所・大曽根方面乗車「市役所駅」下車

### ○バス利用の場合

- ・名古屋市バス「市役所」下車、名鉄バス「県庁前」下車

## 平成30年11月21日（水）消費者セミナー参加申込書

申込代表者	氏名	
	連絡先	電話番号（                      ）                      —
	所属する消費者団体等	※ 消費者団体など複数名で参加される場合には、団体名を記載してください。
参加者人数 （申込代表者含む）		名

※ お申込みをいただいた方の個人情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の規定に従って厳正に取り扱います。

※ 定員に達したことにより御参加いただけなくなった場合のみ御連絡いたします（公正取引委員会から連絡がない場合は、そのまま御来場ください。）。